



犬の散歩マナーを守って!! プレートをさしあげます

市では、犬の散歩マナーの向上を市民に呼びかけるプレート(30×40cm、アルミ製)を町内会にさしあげます。

申し込み 町内会単位でお申し込みください。右の記入例を参考に、2月19日(月)まで、往復はがきに、町内会名、町内会の代表者の住所と氏名、電話番号、希望配布数(3枚まで)を書いて、〒010-0975秋田市八橋字戌川原2-18 秋田市保健所衛生検査課へ。

〒□□□□□□ 秋田市八橋 字戌川原2-18 秋田市保健所 衛生検査課 散歩プレート 係 (返信表)	何も記入 しないでください (返信うら)
----------------------------------------------------------------------	----------------------------

〒□□□□□□ 町内会の代表者の 住所と氏名 (返信表)	1. 町内会名 2. 町内会の代表者の 住所と氏名 3. 電話番号 4. 希望枚数 (3枚まで) (返信うら)
---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

1町内会あたりはがき1枚の申し込みとさせていただきます。また、応募多数の場合は抽選で決めます。ただし、昨年度抽選にもれた町内会を優先して選考しますので、ご了承ください。

問い合わせ 衛生検査課 ☎(883)1182



知的障害者の 作業訓練生を募集

御所野の市リサイクルプラザで、空きびん選別などの業務に一定期間就労できる作業訓練生(パートタイマー)を2人募集します。

対象者 市内にお住まいの療育手帳をお持ちのかたで、次のすべてに該当するかた
 昭和51年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれたかた

在宅の知的障害者、または養護学校高等部に在籍し今年3月に卒業見込みのかた

日常生活で自立し、空きびん選別などの作業が可能で、自主通勤(バス通勤)ができるかた
 選考方法 面接試験、適正判定

申し込み 社会福祉課で募集要項をさしあげています。要項に従って、2月19日(月)まで手続きしてください。

問い合わせ

社会福祉課障害福祉担当 ☎(866)2093

消防本部に直通電話

直通電話の導入により、消防本部の各課の電話番号が、2月13日(火)午前8時30分から次のとおり変更になります。代表電話からの交換作業がなくなり、直接各課へつながります。どうぞ、ご利用ください。

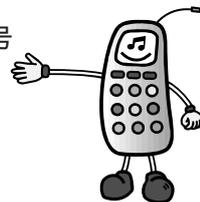
消防本部の新しい電話番号

総務課 ☎(823)4000

警防課 ☎(823)4243

予防課 ☎(823)4247

指令課 ☎(823)4265



18日(予定)から開発許可制度が次のと

7 開発許可制度が 変わります

都市計画法の一部改正により、5月

ないようになり、暖かい日や雨の降った後は、屋根が滑りやすいので雪下ろしは避ける 軒下の人や通行人に注意する
 除排雪
 建物周辺の除排雪の時は、屋根からの落雪に注意する 除雪機械の取り扱いに注意する
 問い合わせ 防災対策課
 ☎(866)2021

おり変わります。
 市街化調整区域()内の「既存宅地」()制度が廃止されます
 市街化調整区域において「既存宅地の確認」を受けた土地で行う建築物の新築などは、これまで開発許可がなくても建築することができました。しかし、今回この制度が廃止になり、農家以外のかたが新たに住居を建てるのが難しくなります。ただし、建て替えの場合は、許可を受ける必要はありません。
 なお、自己の居住などの建築物に限り、次のように5年間の経過措置があります。
 5月17日までに既存宅地の確認を受けた土地：5月18日から5年間

5月17日までに既存宅地の申請を行い、5月18日以降に既存宅地の確認を受けた土地：確認を受けた日から5年間
 市街化調整区域 市街化を抑制する区域
 既存宅地 市街化区域に隣接または近接し、おおむね50戸以上の建築物が連なっている地域で、昭和46年3月30日以前から引き続き宅地である土地
 都市計画区域外でも開発許可が必要になります
 都市計画区域外でも、1万㎡(予定)以上の開発行為は、開発許可が必要になります。
 問い合わせ 都市整備課
 ☎(866)2155